

News Release

各 位

平成 22 年 3 月 11 日
株式会社日本信用情報機構

貸金業法における指定信用情報機関制度に基づく指定のお知らせ ～日本信用情報機構は、貸金業法における指定信用情報機関としての指定を受けました～

株式会社日本信用情報機構（本社：東京都千代田区、代表取締役社長：嶋田一弘、略称：JICC）は、本日（平成 22 年 3 月 11 日）、貸金業法において創設された指定信用情報機関制度に基づく信用情報提供等業務を行う信用情報機関として内閣総理大臣の指定を受けましたのでお知らせいたします。

平成 18 年 12 月に公布された「貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律」において、多重債務問題の解決を図るために抜本的かつ総合的な対策が講じられました。

その中で過剰貸付の防止策としては、貸金業者が顧客の総借入残高を把握し、返済能力を超える貸付けを抑止する仕組みとして、個人向け貸付けを行う全ての貸金業者に対して、内閣総理大臣が指定する信用情報機関への照会義務などを課す指定信用情報機関制度が創設されました。

指定信用情報機関については、社会的インフラとしての役割を果たすことが期待され、適切な経営管理や業務の適切性に加えて、信用情報の「名寄せ」、「正確性・最新性の確保」ならびに「適切な安全管理」などの態勢を確保していることが指定要件として規定されています。

当社は、今後も「信用情報機関の公共的使命を自覚し、信頼性の高い、高品質なサービスの提供を通じて、健全で豊かな経済社会の発展に貢献する」という経営理念のもとに皆様から安心と信頼をいただける新たな時代に相応しい信用情報機関を目指し、消費者の皆様の信用力を支える金融・クレジット両分野のインフラとして、健全で豊かな経済社会の発展に貢献してまいります。

以上

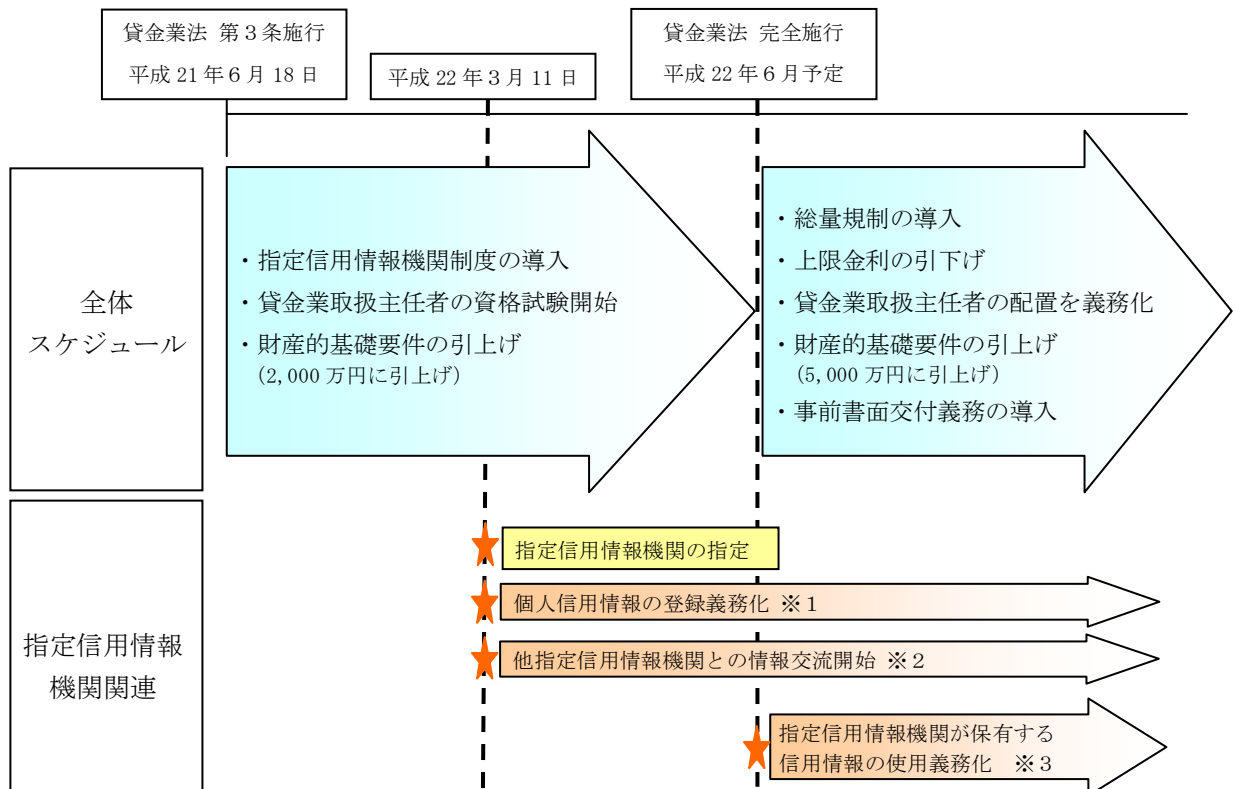
<本件に関するお問い合わせ先>

- ①消費者の方 : 消費者部 / 電話 0120-441-481（携帯可）
- ②事業者の方(当社への加盟をご検討中の方) : 会員部 業務推進課 / 電話 03-6701-0315
- ③報道機関の方 : 経営企画部 広報課 / 電話 03-6701-0314

※受付時間（月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く））

- ① : 10 : 00～12 : 00/13 : 00～16 : 00
- ② : 10 : 00～12 : 00/13 : 00～17 : 00
- ③ : 9 : 00～17 : 00

■今後の貸金業法施行スケジュール



※1：個人信用情報の登録義務化（貸金業法 第41条の35 関連）

指定信用情報機関と信用情報提供契約を締結した加入貸金業者は、個人の顧客を相手方とする貸付けに係る契約で当該信用情報提供契約を締結した時点において貸付けの残高のあるもの、および当該信用情報提供契約を締結した後に新たに個人の顧客を相手方とする貸付けに係る契約を締結したものを指定信用情報機関に登録する義務がかかります。

<登録される主な項目（個人信用情報）>

本人特定要件：氏名、生年月日、電話番号、住所、勤務先の商号又は名称、運転免許証の番号、法令で定められた本人確認書類の記号番号等

契約内容等：契約年月日、貸付けの金額、貸付けの残高、元本又は利息の支払い遅延の有無等

※2：他指定信用情報機関との情報交流開始（貸金業法 第41条の24 関連）

複数の信用情報機関が指定信用情報機関として指定を受けた場合には、過剰貸付けの実効性を確保するために相互に個人信用情報を交流する義務がかかります。

※3：指定信用情報機関が保有する信用情報の使用義務化（貸金業法 第13条 関連）

貸金業者は、貸付けの契約を締結しようとする場合は、顧客等の収入又は収益その他の資力、信用、借入れの状況、返済計画その他の返済能力に関する事項を調査することが義務付けられています。その際、貸金業者が個人である顧客等と貸付けの契約を締結しようとする場合には、返済能力の調査を行うに際し、指定信用情報機関が保有する信用情報を使用する義務がかかります。